CLIFFORD
CHANCE

クライアント・ブリーフィング
2011 年 9 月

株式会社国際協力銀行法と JBIC の日本政策金融公庫からの分離

～より有効な日本企業による海外投融資の支援へ～

主要トピック

日本政策金融公庫からの分離の目的

新 JBIC の組織、経営及び政府の関与

新 JBIC の業務の拡充

機能強化にかかる業務の一部先行実施

まとめ

2011 年 4 月 28 日、「株式会社国際協力銀行法」（以下「新 JBIC 法」といいます。）が成立し、同年 5 月 2 日に公布及び施行（別段の定めがあるものを除く。）されました。

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」といいます。）の国際部門である国際協力銀行（以下「JBIC」といいます。）は、かつては旧国際協力銀行法に基づく特殊銀行でしたが、2008 年 10 月 1 日に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫と合併し、現在の日本政策金融公庫の国際部門となりました。

新 JBIC 法に基づいて、JBIC は日本政策金融公庫から分離することとなります。JBIC は、2012 年 4 月 1 日に独立した株式会社として設立され、株式会社国際協力銀行（以下「新 JBIC」といいます。）として発足する予定です。

日本政策金融公庫からの分離の目的

新 JBIC 法による JBIC の日本政策金融公庫からの分離は、日本企業によるインフラ分野その他の先進国向け製品及びサービスの輸出等や、日本企業による戦略的海外投融資をより有効に支援することを目的としています。このような支援により、私企業（政府所有でない企業）が重要な海外取引に取り組むことが可能となります。今回の日本政策金融公庫からの分離により、新 JBIC の機能は強化され、より戦略的な金融機関となることが期待されています。

新 JBIC の組織、経営及び政府の関与

新 JBIC 法は、新 JBIC の設立根拠法として、新 JBIC の組織形態、経営や、業務の内容及び方法等について定めています。

新 JBIC の組織、経営及び政府の関与等については、新 JBIC 法は、これまでの設立根拠法であった株式会社日本政策金融公庫法（以下「JFC 法」といいます。）のうち JBIC に関連する規定を引き継ぐ形で規定しています。主な規定の内容は以下のとおりです。

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。

鈴木秀彦（すずきひでひこ）
直通電話番号：03－5561—6662
電子メール：
Hidehiko.Suzuki@cliffordchance.com

西田泉（にしだいずみ）
直通電話番号：03－5561－6631
電子メール：
Izumi.Nishida@cliffordchance.com

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業
〒107－0052
東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号
赤坂溜池タワー7 階
www.cliffordchance.com

(1) 株式の政府保有

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、日本政策金融公庫の場合と同様に、新 JBIC の株式を政府が、常時全額保有します。

(2) 役職員

新 JBIC は独立した株式会社となることから、新 JBIC の組織形態に応じて、代表取締役又は代表執行役が新 JBIC を代表します。

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務を的確に実施する観点から、JFC 法と同様、新 JBIC 法では、取締役、執行役及び監査役（以下「役員等」といいます。）に関し、一定の手続・義務の規定をおいています。例えば、①会社の役員等の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じないとされていること、②政府又は地方公共団体の職員は役員等となることができないこと、③役員等は職務上知ることができた秘密事項に関して秘密保持義務を負うこと、等の規定があります。

(3) 政府による貸付け、保証

新 JBIC の信用維持及び資金調達の円滑化の観点から、日本政策金融公庫の場合と同様、政府による新 JBIC への資金の貸付けや、新 JBIC の発行する債券についての政府保証の付与が認められています。

(4) 国庫納付

政府が全額出資する会社であることを踏まえ、日本政策金融公庫の場合と同様、新 JBIC はその利益（必要な準備金の積み立てを除く。）を全額国庫へ納付することとされています。

(5) 政府の関与

政策上必要な業務を的確に実施するために、新 JBIC は財務省の監督化におかれます。また、新 JBIC 法は国が新 JBIC を検査又は監督する定めをいくつか規定しています。例えば、①予算の国会議決、②決算の国会提出、③金融検査の実施、④財務大臣による定款変更についての認可などです。

新 JBIC の業務の拡充

日本企業による戦略的海外投融資を支援するため、従前の日本政策金融公庫・国際協力銀行部門としての業務を基本としつつも、新 JBIC 法においては、新 JBIC の機能を強化し、業務が拡充されます。

拡充される業務としては、①先進国向け輸出金融、②短期の「つなぎ資金」を供与する投資金融、③日本企業（大企業を含む。）が外国企業を買収する M&A 支援のためのバックファイナンス、④中小・中堅企業を含む日本企業の積極的な海外事業展開支援のための国内銀行経由ツーステップローン、⑤通貨スワップに対する保証、⑥売掛金債権の流動化・証券化支援、⑦輸出金融における再保証、などがあります。これらのうち⑤、⑥及び⑦は、現在の JBIC には認められていない新たな業務です。

© Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo) September 2011

機能強化にかかる業務の一部先行実施

上述のとおり、新 JBIC 法は 2011 年 5 月 2 日に公布及び施行（別段の定めがあるものを除く。）されましたが、新 JBIC の設立は、2012 年 4 月 1 日となります。

しかしながら、新 JBIC の設立及び JBIC の業務を円滑に新 JBIC へ移行させる観点から、上述の機能強化のために拡充された業務のうち、現行の日本政策金融公庫・国際協力銀行部門として実施している業務の延長として先行実施可能なもの（上記「新 JBIC の業務拡充」のうち①、②、③及び④）については、新 JBIC の設立に先立ち、2011 年度中から施行されます。

また、近時、日本企業による海外企業の M&A や資源権益の確保に活用するため、日本政府が外国為替特別会計のドル資金 1000 億ドル（約 7.6 兆円）を使った海外投資の枠組みである「円高対応緊急制度」を創設した旨発表されました。具体的には、同制度から JBIC に 6 ヶ月物のロンドン銀行間取引金利で融資を行い、JBIC がこの低利の資金を使って他の民間銀行とともに企業に海外投資の資金を提供することになります。

まとめ

新 JBIC 法の制定は JBIC の機能強化の一環であり、広く大企業、中小企業を含む日本企業による海外投融資を有効に支援するものです。円高により日本企業の海外における競争力が低下している現状において、適切なタイミングの支援であるといえます。これにより日本経済界全体の競争力の向上にも資するものと考えられます。

本クライアント・ブリーフィングはテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本クライアント・ブリーフィングは、法律その他のアドバイスを行うものではありません。
クリフォードチャンスは、本クライアント・ブリーフィングに基づく行為により生じた事態には一切責任を負いません。無断複写・複製・転載を禁じます。

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Qatar ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Clifford Chance also has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh

© Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo) September 2011